

佐賀県告示第三百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

平成二十三年十一月十五日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	廃止年月日
森本歯科医院	小城市三日月町久米九四三番地一	平成二二・一〇・六
山崎外科医院	唐津市北波多徳須恵一〇九七番地	平成二二・九・三〇
三生薬局	佐賀市駅前中央一丁目九番四五号三井生命ビル七階	平成二二・一〇・一六
みねクリニック	三養基郡みやき町大字市武一三三一番地九	平成二二・九・一
とみの歯科医院	神崎市神崎町鶴一六二三番地四	平成二二・八・一一